

## 第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 実施要綱

### 1. 趣 旨

本会が、民生委員制度創設90周年記念事業として、全国22万余の民生委員・児童委員に取り組みを呼びかけた、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」は、着実に実績を積み重ね、平成19年能登半島地震、平成19年新潟県中越沖地震などにおいて、民生委員・児童委員による安否確認行動が地域住民の安全確保に貢献したことがマスコミなどで報道され、広く国民の間で民生委員・児童委員の自然災害への取り組みが理解された。

また、この運動の結果、災害時の要援護者支援について、必要な情報の共有化を図り、民生委員・児童委員と連携して取り組むことを市町村に求めた、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付厚生労働省6課長通知）が発出され、関係機関・団体においても、民生委員・児童委員ならではのきめ細やかな地域住民支援活動の重要性が認識されるに至った。

については、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を継続し、今後も安全で安心なまちづくりに取り組み、より一層、民生委員・児童委員とその活動を理解していただくことをめざす。

### 2. 主 唱

全国民生委員児童委員連合会

### 3. 取り組み内容

#### (1) 単位民児協における取り組み内容

##### 【民生委員・児童委員としての取り組み】

- ①災害発生時、民生委員・児童委員自身及び家族の安全が確保できるよう備える。
- ②民生委員・児童委員自身の家庭で防災グッズを整備し、災害に備える。
- ③緊急時の連絡方法を確認する。（電話、携帯電話、メール）  
※民児協会長や行政に電話、携帯電話、メール等複数の連絡方法を伝えておくとともに、万が一委員と連絡が取れない場合でも、家族等を通じて用件・情報が届くようにしておく。
- ④地域の要援護者台帳を整備し、要援護者の状況やニーズを把握する。  
※要援護者台帳は個人情報を含むため適切に管理を行なう。
  - ・要介護者
  - ・障害者

- ・妊産婦及び乳幼児
- ・子育て家庭
- ・ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者 等

#### 【単位民児協組織としての取り組み】

- ①民生委員・児童委員、主任児童委員間の緊急時連絡網を整備し、その連絡網を使った情報伝達訓練を実施する。
- ②自然災害について学習する。
- ③各民生委員・児童委員が整備した要援護者台帳を元に、要援護者の状況に応じて色分けした災害福祉マップを作成し、要援護者の所在地や避難場所などを把握する。  
※要援護者台帳及び災害福祉マップは個人情報を含むため適切に管理を行なう。
- ④要援護者台帳及び災害福祉マップの更新作業を定期的に行なう。
- ⑤関係機関・団体の連絡先を把握し、災害発生時速やかに連絡できるよう備える。
  - ・行政（防災部局、民生委員・児童委員担当部局）
  - ・消防署
  - ・社会福祉協議会
  - ・町内会・自治会
  - ・消防団・自主防災組織 等
- ⑥関係機関・団体と情報交換を行なう。
- ⑦行政などが行なう防災避難訓練に参画・協力する。

#### （２）市町村民児協及び都道府県・指定都市民児協における取り組み内容

市町村民児協は単位民児協について、都道府県・指定都市民児協は町村民児協及び単位民児協について、それぞれ次の各項目について取り組みます。

- ①民児協が、本運動に円滑に取り組むことができるよう、関係各方面に周知・PRを行なう。
- ②また、関係機関・団体間の連絡・調整など、本運動の円滑な実施のために必要な活動を行なう。
- ③民児協や民生委員・児童委員に対して、研修会やその他広報媒体などを通じて、自然災害対応に関連する情報を提供するなどして、本運動の取り組みを支援する。

#### （３）全国民生委員児童委員連合会における取り組み内容

全民児連は、本運動を地域福祉推進部会が所管し、次の各項目について取り組みます。

- ①都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協、単位民児協が、本運動に円滑に取り組むことができるよう、関係各方面に周知・PRを行なう。
- ②また、関係機関・団体間の連絡・調整など、本運動の円滑な実施のために必要な活動を行なう。
- ③研修会やその他広報媒体などを通じて、自然災害対応に関連する情報を提供するなどして、都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協、単位民児協における本運動の取り組みを支援する。

#### 4. 実施期間

平成19年10月1日～平成22年11月末日

#### 5. 連絡先

最寄りの都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会  
または

全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部

TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748

[z-minsei@shakyo.or.jp](mailto:z-minsei@shakyo.or.jp)